

2026年度募集



Save the Children

セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金  
～高校生活まなびサポート～

## 募集要項

### 宮城県石巻市に住んでいる 中学3年生のみなさんへ

※高校生も申請できます。  
(若干名募集あり)

高校に進学したいあなたを応援！

経済的な理由などで進学やまなびをあきらめなくていいように、高校生活にかかる費用をサポートします。

#### 給付内容(返済不要)

- 給付開始から高校卒業時まで、  
月額2万円を給付
- 中学卒業時に10万円  
高校卒業時に15万円を給付
- 20人程度募集

※制服代、教科書代、修学旅行費、通学費、部活動の費用、資格の取得など  
高校生活やまなびに関わる費用に広く活用できます。

※所得や生活上の困難などの申請条件や、協力をお願いする事項があります。  
くわしくはお問い合わせください。

#### 申請期間

9月1日(火)12時(正午)～  
9月30日(水)  
12時(正午)

詳しくはコチラ↓  
(8月下旬公開予定)



Save the Children  
セーブ・ザ・チルドレン

## 1. 給付金の概要

### 給付金に申請できる方（対象条件）

申請時に、

- ・宮城県石巻市に在住する中学3年生であること  
定員：20人程度  
（既に高校などに在籍している場合でも申請できます。お気軽にお問い合わせください。）
- ・日本国内の学校に在籍していること
- ・以下の対象条件A～Dを満たしていること
  - A. 世帯年間収入条件を満たしている
  - B. 現在の生活状況が設定する条件に当てはまる
  - C. 高校入学ならびに卒業までのまなびの継続が経済的に難しい
  - D. 依頼する協力事項にご協力いただける

※くわしくは3ページをご覧ください。該当者多数の場合は審査にて対象者を決定します。

※生活保護受給世帯は対象外です。

※学校は、国公立（県立・市立など）および私立、特別支援学校、フリースクール、通信制・定時制高等学校、中等教育学校、高等専門学校などの一条校（学校教育法第一条に該当する学校をさす）に加え、一条校以外の各種学校、外国人学校も含まれます。

※年齢は、2008年4月2日生まれ～2012年4月1日生まれの子どもが対象です。

※学年が高校4年生以上の場合はご相談ください。高等専門学校の場合は、高校3年生相当までが対象です。

### 給付金の概要

- ・給付開始から高校卒業時まで月額2万円を給付
- ・中学卒業時に10万円、高校卒業時に15万円を給付

※授業料、教材費、修学旅行費、昼食費、通学費、課外活動費、スポーツ・文化・芸術活動費、進学や就職のための費用など、高校生活やまなびに関わる費用に広く活用できます。

※卒業にあわせた給付については、4年制高校などの場合は、高校3年生ではなく高校卒業時の学年に給付します。

### 申請期間

2026年9月1日(火) 12時(正午) ～ 2026年9月30日(水) 12時(正午)

※締切日時を過ぎた場合、いかなる理由でも申請は受け付けられませんのでご注意ください。



## 2. 対象条件詳細

### A. 世帯年間収入の条件

世帯の大人（高校卒業以上の年齢）全員の2025年の合計年間収入が、セーブ・ザ・チルドレンが設定した下記の収入目安額程度であること

| 世帯人数 | 2人      | 3人      | 4人      | 5人      | 6人      | 7人      |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合計年収 | 204.4万円 | 221.6万円 | 271.6万円 | 321.6万円 | 370.4万円 | 414.0万円 |

※収入が目安額以上であっても、生活状況に相当な困難がある、収入急変などの場合は対象となる可能性がありますので、個別にお問い合わせください。ただし、審査の結果対象外となる場合がありますのでご了承ください。

※本給付金は、申請時に生活保護を利用されている方は申し込みいただけません。

※住民票が別でも同一住所の場合や、単身赴任などで生計が同一の場合は世帯人数、収入に含めてください。

※年間収入（年収）は、手取り額ではなく会社などから支給される給与などの額面の金額です。

※年間収入は、就労収入のほかに不労所得（不動産収入、株式投資など）などの課税所得や、遺族年金・障害年金・その他公的年金、養育費、失業手当、傷病手当も含まれます。児童扶養手当や児童手当は含まれません。年金を受け取っていて目安額を超える場合はお問い合わせください。

### B. 現在の生活状況

現在の生活状況が1～4のいずれかに当てはまること

1. 対象となる子どもや保護者に疾病または障害があり、日常生活を送る上で困難があって支援が必要な状態にある、または介護を必要とする。
2. 対象となる子どもと生計を同じくするきょうだい・祖父母などに疾病・障害があり、対象となる子どもがケア（介護やお世話、家事や感情面のサポートなどを含む）を日常的にしている。
3. 対象となる子どもまたは保護者が日本語を母語とせず、日常生活を送る上で日本語によるコミュニケーションが困難な状況にある。
4. 1～3以外で、配慮が必要な生活状況にある。

例：家庭内暴力や虐待から避難／在留資格が不安定／無戸籍・無国籍／多子（4人以上）世帯／  
極端に収入が少ない／幼い弟妹の日常的なケアのため学業に支障が出ている など

※ただし、審査の結果対象外となる場合がございますのでご了承ください。

### C. まなびの継続について

経済的な理由で高校などへの入学から卒業が難しいこと

※具体的にどのような費用が負担になっているのかなど、申請フォーム上でできる限りくわしくお知らせください。

### D. 協力事項

対象となる子ども本人と保護者の方に、給付期間を通じて以下の内容にご協力いただきます。協力いただいた内容は、個人が特定されない形でセーブ・ザ・チルドレンが行う活動報告、社会啓発、政策提言、広報活動などに活用させていただきます。

- ・セーブ・ザ・チルドレン担当者との電話・メール・SNS・対面などでの定期的なやり取り
- ・給付金の活用内容やまなびに関わる費用、生活状況について簡単なアンケートへの回答（5分程度/月）
- ・数回程度の対面、オンラインまたは電話でのインタビュー（1時間程度/回）
- ・給付期間中に、セーブ・ザ・チルドレンの開催するイベントなどへの参加
- ・毎年1回、生活状況の確認のための書類の提出、アンケートへの回答

※連絡の方法は、それぞれのご希望にあわせて行います。

※子どもや世帯の状況に応じて参加の程度などは都度ご相談可能です。

ただし、上記協力事項に全くご協力いただけない場合は、給付を中断する場合があります。

※上記以外にも、個別にご協力いただきたいことについてご相談する場合がございます。



### 3. 給付までの流れ



#### ● 申請 ●

##### ① 募集要項を確認する

- 必ず子どもと保護者で一緒に確認してください

##### ② 必要書類を用意する

- 【必須】 世帯全員の住民票（2026年9月1日以降取得のもの、続柄必要（省略不可））
- 【必須】 世帯の大人全員分の2026年度（令和8年度）（非）課税証明書  
※年間収入が記載されているもの。
- 【必須】 子ども本人の学生証または在学（在籍）証明書
- 【該当者】 児童扶養手当証書、年金通知書、障害者手帳、医師の診断書・通院記録など生活状況を証明する書類
- 【該当者】 世帯の大人全員分の2025年度（令和7年度）（非）課税証明書  
※対象条件【B. 現在の生活状況】「4. 配慮が必要な生活状況にある」世帯のうち「極端に収入が少ない」場合。

※2026年の収入急変についてはご相談ください。

※自営業の方は2026年度課税証明書に加え、令和7年度の確定申告書の写しをご提出ください。

※年金、養育費がある場合は、金額が明記された公的書類や資料をご提出ください。

※障害や疾病がある場合で、障害者手帳、医師の診断書・通院記録など証明できる書類がいずれも用意できない場合は、申請フォームの自由記述欄にてくわしく状況をお知らせください。

##### ③ 申請フォームより申請する【申請期間 9月1日(火) 12時(正午)～9月30日(水) 12時(正午)】

- 保護者が必要事項を入力する
- 子どもが必要事項を入力する  
※子ども・保護者ともに入力が必要です
- 必要書類（②）で用意したものを添付する



【申請フォーム】 <http://43bc8518.form.kintoneapp.com/public/26scj1appg>

※申請期間中のみアクセスが可能です

※郵送での申請をご希望の方は、募集要項をお手元にご用意の上【問い合わせ先】までご連絡ください。

#### ● 審査 ●

##### ④ セーブ・ザ・チルドレン内で審査する

- 申請受付後、団体内で必要書類と申請フォームに基づき審査をします
- 申請者多数の場合は、内部審査会によって対象者を決定します

※必要に応じて、申請内容についてお電話などでくわしく確認させていただく場合があります。

##### ⑤ 結果通知が届く（11月中旬頃予定）

- 結果は、給付決定・不採択にかかわらず、申請者全員にメールでお送りします

※審査内容については一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。



4  
Save the Children  
セーブ・ザ・チルドレン



## ● 内定後 ●

### ⑥ 同意書・必要情報を提出する

- ・ 同意書を提出する（内定者全員）
- ・ 振込先（原則子ども本人名義の口座）データを提出する

### ⑦ 給付開始

※基本的に子どもの口座への振込となります。開始時期は11月末頃を予定していますが、申請内容や証明書類に不備がある場合は入金が遅れる可能性があります

### ⑧ 給付決定式に参加する（子ども・保護者）

- ・ 12/18(金)夜もしくは12/19(土)日中に、石巻市内で実施予定

## ● 給付期間中 ●

### ⑨ 協力事項に協力する（子ども・保護者）

- ・ セーブ・ザ・チルドレン担当者との、電話・メール・SNS・対面などでの定期的なやり取り
- ・ 給付金の活用内容やまなびに関わる費用、生活状況について簡単なアンケートへの回答（5分程度/月）
- ・ 数回程度の対面、オンラインまたは電話でのインタビュー（1時間程度/回）
- ・ 給付期間中に、セーブ・ザ・チルドレンの開催するイベントなどへ参加
- ・ 毎年1回、生活状況の確認のための書類の提出、アンケートへの回答  
※複数年にわたって利用する場合は、年に1度生活状況の確認のための書類（課税証明書、住民票、学生証など）を提出していただきます

※子どもや世帯の状況に応じて参加の程度などは都度ご相談可能です。

ただし、上記協力事項に全くご協力いただけない場合は、給付を中断する場合があります。

## 4. 問い合わせ先

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン  
国内事業部 高校生活まなびサポート担当

[japan.kodomo-support@savechildren.or.jp](mailto:japan.kodomo-support@savechildren.or.jp)

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4階  
03-6859-0398（平日9時～18時）

問い合わせフォーム  
（公開中）



※問い合わせフォームまたはメールでのお問い合わせにご協力ください。  
日本語・英語以外の言語でのお問い合わせは、時間を要することがあります。

### セーブ・ザ・チルドレンについて

セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界約100ヶ国で子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。子どもの権利が実現された世界を目指し100年以上にわたり活動しています。日本では東日本大震災発生以降、岩手・宮城・福島県で、2015年末まで復興支援活動を実施。2016年から2021年までは、宮城県石巻市などで新入学に関わる費用の一部を提供する子ども給付金を行いました。2022年からは、子どもの貧困問題解決に向けて、高校入学前から高校卒業までを支えることを目的とし「高校生活まなびサポート」を宮城県石巻市で開始。2026年7月現在、約40人が継続して利用しています。



5  
Save the Children  
セーブ・ザ・チルドレン

## 5. 留意・注意事項

※必ずご確認の上、お申し込みください

### ◆本給付金の目的について

本給付金「高校生活まなびサポート」は、セーブ・ザ・チルドレンの日本国内における子どもの貧困問題解決事業の一環として行います。子どもたちが経済的な不安なく安心してまなびたり、生活したり、自分らしい選択ができることをサポートするものです。学習や就学に限らず、課外活動、スポーツ・文化・芸術活動など広くとらえるため、「学び」ではなく「まなび」としています。また、継続的なサポートを通じて把握できたことを社会啓発・政策提言・広報活動などに活用し、すべての子どもたちのまなびの環境や生活をより良くする施策の実現を目指します。

### ◆申請前の確認について

本給付金について、子ども本人が申請・利用・協力事項について理解して、具体的に給付金をどのようなことに活用したいか申請フォームに記入できることをご確認ください。また保護者も同様のご理解をお持ちください。（保護者のご理解が難しい場合があればご相談ください。）

### ◆申請内容の確認について

申請内容の確認のため、子どもや保護者、支援者などに電話やメール、オンライン面談にてお話を聞かせていただくことがあります。その際にご協力をお願いいたします。また、電話番号・メールアドレスは必ず連絡の取れるものを記載いただき、連絡可能な時間帯の目安をご記入ください。申請内容に虚偽があった場合は、それまでの給付金を返還していただく場合があります。内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

### ◆申請者について

何らかの事情で子ども本人や保護者が申し込むことが難しい場合は、ご遠慮なくご相談ください。支援者の方など、代理人による申請も可能です。

### ◆審査について

対象条件に当てはまるかどうか、セーブ・ザ・チルドレンにて審査を行います。定員に満たない場合でも、審査結果によって給付できないことがあります。なお、審査内容については一切お答えできかねますのであらかじめご了承ください。

### ◆必要書類について

対象条件【B.現在の生活の状況】の内、在留資格がない、難民申請中、無戸籍・無国籍などの理由により公的支援が利用できないなど、必要書類の提出が難しい場合は申請の際にご相談ください。

### ◆他の給付金、奨学金との併用について

セーブ・ザ・チルドレンの支援活動をより多くの方にご利用いただくため、セーブ・ザ・チルドレンが実施する2026年以降の他の給付金（「新入学サポート」など）への申請は原則不可といたします（食料品などの物品提供はご利用可能です）。セーブ・ザ・チルドレン以外の奨学金や公的制度（高校生等奨学給付金、就学援助など）との併用は可能です。現在利用中、もしくは申請中の方は、申請フォームにてその旨をご記入ください。

### ◆給付決定後の状況の変化について

給付決定後に子ども本人や世帯の状況に変化（中退や収入の増加、転居など）があった場合には、速やかにセーブ・ザ・チルドレンにご連絡ください。協議の上、利用の継続について判断いたします。変化のお申し出がなく後から判明した場合は、虚偽と判断して給付を中断する場合があります。利用途中に転校・中退などがあった場合、他の学校などに在籍すれば給付金利用を継続することができます。また、高等学校卒業程度認定試験のための学習など何らかのまなびを継続している場合は継続できる可能性がございますのでご相談ください（まなびの分野や形態は問いません）。ただし、完全に就労となった場合には、その時点で給付対象外となりその後の給付は中断させていただきます（すでに給付済み分の返還は求めません）。また、留年して高校3年生相当以上になった場合も、ご相談ください。協議の上、利用の継続について判断させていただきます。給付期間中に石巻市から転居する場合もご相談ください。

### ◆申請時に入力された情報の利用について

申請フォームに記載された内容は、個人が特定されない形で、統計的分析やセーブ・ザ・チルドレンの活動報告、社会啓発・政策提言・広報活動（寄付の呼びかけを含む）などに使用させていただきます。

### ◆個人情報の保護について

セーブ・ザ・チルドレンは、本給付金への申請時から給付決定までの審査過程において、子ども本人、保護者、世帯員等に関する個人情報を取得します。これには、申請フォームや提出書類の内容のほか、申請後の電話・メール等による確認や追加提出書類に含まれる情報も含まれます。

取得する情報には、生活状況、経済状況のほか、必要に応じて、病気、障害、通院・治療、介護等に関する要配慮個人情報が含まれる場合があります。

取得した個人情報は、本給付金の審査・実施に必要な連絡・手続き、情報提供、アンケート・インタビュー、本給付金の改善・効果検証、活動報告、社会啓発、政策提言、広報活動等の目的で利用し、当法人のプライバシーポリシーに基づき適切に管理します。また、法令により認められる場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。なお、本給付金の実施に必要な範囲で、外部の専門家・事業者等に個人情報の取扱いを委託する場合があります。

申請者以外の成人の家族・親族について、病気、障害、介護等に関する情報を提出する場合は、あらかじめその方本人の同意を得た上で提出してください。

当法人のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

[https://www.savechildren.or.jp/privacy\\_policy/](https://www.savechildren.or.jp/privacy_policy/)

